

が繁忙となり、時間外労働も週10時間以上行っています。この場合、労働保険・社会保険に加入する必要がありますか」とのことでした。

名北協会相談員日誌 97



まちかど企業の 労働110番です

「はい、こちら企業の
労働110番です」。
ある製造業の労務担当
の方からのご相談で、
「パートタイム労働者を
週所定労働時間18時間で
雇用していますが、業務

名北勞働基準協會專門員

社會保險勞務士 簡百合子

パートタイムの時間外労働・社会保険

労働保険には、労災保険と雇用保険がありますが、労災保険は、基本的に労働者を一人でも雇用する会社は適用され、正社員だけでなく、パートやアルバイトを含めてすべての労働者が労災保険に加入することになります。

また、雇用保険は、事業所規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上②31日以上の雇用見込がある人を雇い入れた場合は適用対象となり、パートタイム労働者であっても上記の条件のいずれにも該当する場合、加入することになります。

パートタイム労働者の場合も、1日または1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の分の4分の3以上あれば加入する必要があります。

※ 一定の業種 || 製造業
土木建築業、鉱業、電気

勤務 ①社会保険の加入者が 501 人以上いる会社に
②1週間の所定労働時間が週20時間以上

(1) 国、地方公共団体または法人の事業所
(2) 一定の業種（※）であり常時5人以上を雇用する個人事業所
が強制適用となつており、適用事業所で働く労働者は加入者となります

ガス事業、運送業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管貸貸業、媒介周旋業、集金案内広告工業、教育研究調査業、医療保険業、通信法同業など

愛知県下各労働基準協会では、このような問題に対応する知識を得るために「労働実務専門講座基礎法令コース」を1月より4日間にわたり開催します。詳しくは、当協会のホームページもしくは総合受付（☎052-961-1666）までお問い合わせください。

(5) 昼間部の学生でないとなりますが、更に①が500人以下でも社会保険に加入する労使の合意がある会社や国・地方公共団体に、パートタイムで勤める場合も社会保険への加入が義務付けられています。

(3)月給88000円以上（年収換算で約106万円以上）

イラスト・森沢康代